

町田市契約公告(物)第61号

条件付一般競争入札

次の通り条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告します。

2026年9月16日

東京都町田市市長 稲垣 康治

1 共通事項

入札参加資格要件	1 町田市競争入札参加資格者名簿に登載され、入札案件ごとに定める営業種目又は業種に登録があること。 2 町田市入札参加資格停止措置要綱(昭和62年5月1日適用)による資格停止措置又は町田市契約における暴力団排除措置要綱(平成21年12月1日施行)による入札参加停止措置を受けていないこと。 3 電子入札においては、東京電子自治体共同運営電子調達サービス(以下「電子調達サービス」という。)により入札参加資格申請を行い、その入札参加資格の承認を受け、かつ、電子調達サービスを利用するために有効な電子証明書を取得していること。 4 入札案件ごとに定めた資格要件等を満たしていること。
予定価格	事後においても非公表。
仕様書等の入手方法	電子調達サービスからダウンロードが可能。 《期間》公告日から2026年9月28日まで
入札参加申請	《申請方法》電子調達サービスより申請すること。 《申請期限》2026年9月28日 12時00分
入札参加者の決定	電子調達サービスより「入札参加資格確認結果通知」を申請者に通知する。 ※通知日は入札案件ごとに確認すること。
入札参加資格の喪失	入札参加資格者と認定された後に、入札参加資格要件を欠くこととなった場合は、入札参加資格を喪失する。
質疑	電子調達サービスにて提出すること。 ※ 提出期限および回答日は入札案件ごとに確認すること。 ※ 質疑回答によって、契約条件及び仕様書の内容が変更又は補完される場合があるので、必ず質疑回答の内容を確認すること。
入札方法	電子調達サービスによる電子入札。 入札書に記載する金額は、契約希望金額の110分の100(消費税抜きの金額)とする。
再度入札	初回の入札で落札者がいないときは、1回に限り、初回の開札から1時間以内(予定)に再度入札を行う。ただし、初回の入札で有効な入札がないときは、再度入札を行わない。再度入札を行う場合は、電子調達サービスで通知する。詳細については再度入札通知書を確認すること。
入札保証金	免除

最低入札参加者数	1者
最低制限価格	設定しない。
落札者の決定	1 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、開札日以降に通知する。ただし、同価の者が複数あった場合は、くじ機能によって落札者を決定する。 2 前項にかかわらず、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、価格その他の条件が町田市にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とすることがある。 3 再度入札においても落札者がいないときは、随意契約交渉を行う場合がある。 4 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とする。
事後審査方式における落札者の決定	1 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、開札後に、速やかに入札公告に示す業務実績調書等の事後審査書類の提出を求める。ただし、同価の者が複数あった場合は、くじ機能によって落札候補者を決定する。 落札候補者が事後審査書類を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。 2 提出された事後審査書類の審査の結果、落札候補者が入札公告に示す入札参加資格要件を満たしていることが確認できた場合は、落札決定とする。確認できない場合は、予定価格の範囲内で有効な入札を行った次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。なお、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わない。 3 上記「落札者の決定」の2～4は事後審査方式においても準用する。
入札の無効	次のいずれかに該当する入札及び明らかに連合によると認められる入札は、これを無効とする。 1 入札に参加する資格のない者のした入札 2 入札書が提出締切日時までに、電子調達サービスのサーバーに到達しないもの 3 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印に相当する電磁的記録がなされていないもの 4 電子調達サービスの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した入札 5 電子調達サービスにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した入札 6 電子調達サービスの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札 7 再度入札にあっては、初度入札における最低入札金額以上の金額での入札

前払金	無し
その他	1 前各項に定めるもののほか、「町田市契約事務規則」、「町田市物品購入契約等の入札手続に関する要領」、「入札参加者の心得〔電子入札用〕」の定めるところによる。 2 落札者が契約締結までに入札参加資格要件のいずれかの要件を欠くこととなったときは、契約の締結はできない。 3 入札において事故が起きたとき等は、入札を中止または延期することがある。 4 電子調達サービスにおける入札書等の提出の完了は、「入札受理書」等が表示された時点とする。時間に余裕をもって提出すること。ただし入札書提出後の辞退は認められない。 5 契約に当たっては、町田市所定の契約約款により契約を締結する。

2 入札案件(2件)

1. 件名	① 2027年度町田市立小学校給食調理業務委託(町田第六小学校) ② 2027年度町田市立小学校給食調理業務委託(南第四小学校)
2. 履行場所	① 町田市南大谷 7-3-1 町田市立町田第六小学校 ② 町田市金森東 3-21-1 町田市立南第四小学校
3. 契約期間	契約確定日～2028年3月31日
4. 業務実施期間	2027年4月1日～2028年3月31日
5. 種目	「病院給食・学校給食」
6. 入札参加資格	2026年9月28日までに通知
7. 質疑	《提出期限》2026年10月1日 12時00分 《回答日》2026年10月5日 17時00分
8. 入札書提出期限 及び開札	① 町田第六小学校 入札書提出期限 2026年10月7日 12時00分 開 札 2026年10月7日 13時30分
	② 南第四小学校 入札書提出期限 2026年10月8日 12時00分 開 札 2026年10月8日 13時30分
9. 部分払い	有り

10. 契約保証金	契約金額の100分の1以上の契約保証金の納付又は町田市契約事務規則第34条に規定する担保。ただし、同規則第33条第1号及び第2号に規定する保険契約又は保証契約を締結した場合は免除する。
11. 入札参加者の 資格要件等	○下記の全ての要件に該当する者。 (1) 営業種目「病院給食・学校給食」、取扱品目「学校給食」に登録があること。 (2) 営業種目「病院給食・学校給食」に対する電子調達サービスの共同格付けの等級区分が「A」である者。 (3) 開札日時点において、給食調理業務について他自治体から入札参加資格停止措置を受けていないこと。 (4) ①町田第六小学校 2021年4月1日以降に、1案件で1校1日当たり400食以上の都内の公立小学校給食の調理から洗浄・片づけまでの業務を受託する契約を元請けとして締結し、履行実績を有していること。(同一校において、3年以上履行が完了しているものに限る。) ②南第四小学校 2021年4月1日以降に、1案件で1校1日当たり600食以上の都内の公立小学校給食の調理から洗浄・片づけまでの業務を受託する契約を元請けとして締結し、履行実績を有していること。(同一校において、3年以上履行が完了しているものに限る。) ※上記資格要件の(3)(4)については、事後審査とする。 落札候補者のみ「事後審査通知書」の受信後、開札予定時間の1時間30分後までにメール(e-cho_03@city.machida.tokyo.jp)又はファックス(050-3085-6082)にて次の書類を提出すること。 【提出書類】 ①上記(3)(4)に関する業務委託実績調書兼誓約書 ②業務委託実績調書兼誓約書に記載した契約書の写し
12. 注意事項	※ 本件の入札参加希望者は、同時に公告した「2027年度町田市立小学校給食調理業務委託(町田第六小学校、南第四小学校)」に重複して入札参加申請を行うことができる。ただし、いずれか1案件の落札者となった者は、他の1案件の落札者となることはできないものとする。 1 契約金額と推定総額について この契約の契約金額は単価とし、あらかじめ単価表を定めます。 契約金額のほかに、発注限度額としての推定総額を定めます。推定総額は、入札金額に1.1 を乗じて得た金額(1円未満切捨て)です。請求額の総計が推定総額を超えることとなる場合は、変更契約を締結します。

2 入札に当たっての留意事項

入札に当たっては、次に掲げる事項に留意してください。

- ① 予定日数に税抜単価を乗じた金額の合計を入札金額とすること。
- ② 総額を算定するにあたっては、指定のExcelファイル「内訳書」において税抜単価を見積もること。
- ③ 諸経費については、内訳書にある種別の税抜単価に含めて計上し、入札金額は、仕様書に記載した内容をすべて実施するとした場合の総額(税抜き)とすること。
- ④ 内訳書の税抜単価については、1円未満の金額は不可とする。
- ⑤ 内訳書を「3 内訳書提出方法」に基づき提出すること。
- ⑥ 入札金額は内訳書の合計金額と一致するものとし、一致しない場合は、入札金額が正しいものとする。単価を入札金額としないよう注意すること。

3 内訳書提出方法

内訳書は、操作手順書『添付資料の設定方法』P104を参照し、入札書に添付して提出してください。内訳書は入札要件ではないため、落札者の内訳書のみ有効なものとして取り扱います。

落札者が内訳書を入札書に添付していなかった場合は、開札後メール又はファクシミリで提出していただきます。

メール:e-cho_03@city.machida.tokyo.jp

FAX:050-3085-6082

4 落札者の決定

入札金額が最も低い者を落札者とします。落札者が添付した内訳書に誤りがあったときは、入札金額の範囲内で内訳書に修正を加えた上で、契約を締結します。

5 支払条件の補足

契約代金の支払は、実際に行った業務量に基づき行います。

入札スケジュール

件名	2027年度町田市立小学校給食調理業務委託	
	① 町田第六小学校	② 南第四小学校
入札書提出期限	10月7日	10月8日
	12時00分	12時00分
開札	10月7日	10月8日
	13時30分	13時30分
事後審査資料提出期限	15時00分	15時00分

電子契約について

この案件は、落札者が希望する場合、電子契約の方法による契約締結とすることができます。

電子契約を希望する場合は、落札決定時の町田市財務部契約課からの電話連絡の際に電子契約を希望する旨を申し出てください。その後、「電子契約利用申出書」に必要事項をご記入のうえ、落札決定日の翌日（土日祝日を除く）までに町田市財務部契約課宛にメール（e-cho_03@city.machida.tokyo.jp）でご提出ください。

「電子契約利用申出書」は町田市ホームページからダウンロードできます。

トップページ＞事業者の方へ＞入札・契約＞契約課からのお知らせ＞電子契約サービス導入について

※事業者の皆様へ「適正な価格での応札について」

業務委託契約の履行における各種法令の遵守について、事業者の皆様におかれましては従来から十分留意しておられることと存じます。また、町田市業務委託契約約款にも法令の遵守は規定されているものです。

しかし近年の厳しい経営環境の中で、低価格によるダンピング受注が問題となっており、その結果、業務委託契約受注者の中で従事者の労働条件の悪化や安全対策の不備等が多く見られると言われております。

つきましては、事業者の皆様には労働基準法・最低賃金法等の従事者の雇用に関する各種法令の遵守を改めて徹底したうえで、人件費等を適正に見積もった価格での応札をしていただき、契約後は十分な善良なる管理者の注意義務をもって業務の履行にあたっていただきますよう、改めてお願いいたします。